

平成23年度鎌ヶ谷市予防接種委員会会議録

開催日時 平成23年9月30日（金）午後1時30分から3時
開催場所 総合福祉保健センター 4階会議室
委員出席者 中井 愷雄、畑 衛、畑 仁、松本 邦昭
山崎 久雄、鈴木 操、福留 浩子
(欠席者 石川 広己、藤木 哲郎)

事務局出席者 鈴木 恵子（健康増進課補佐）、佐藤 太郎（予防係長）
本間 恵（主査）

司会 事務局 鈴木 恵子

1 委員長選出

（事務局 鈴木） 委員長の選出でございます。委員長の選出までは、私が進行役をつとめさせていただきます。

早速、委員長の選出を議題といたします。委員長は「鎌ヶ谷市予防接種委員会要綱」第5条の規定により、委員の互選で選出することになっております。どなたかご推薦をお願いしたいのですが、いかがでしょうか？

（松本委員） 委員長にはこの地区の医師会の公衆衛生担当理事である畑衛先生をお願いしたらいかかでしょうか？

（事務局 鈴木） ただいま委員長に畑衛委員との推薦がございました。他にどなたかいらっしゃいますか？

ないようであれば、委員長は畑衛先生をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか？

（全員） 異議無し

（事務局 鈴木） では、畑衛委員に委員長をお願いすることにいたしました。それでは、畑衛委員、委員長席へお移りいただけますでしょうか。

これ以降の議題につきましては、畑衛委員長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いたします。

2 副委員長選出

(畑 衛委員長) それでは、副委員長の選出を議題といたします。「鎌ケ谷市予防接種委員会要綱」第5条の規定により、副委員長は委員の互選により選出することとなっております。どなたかご推薦をお願いいたします。

ご推薦が無いようですので、私から提案させていただきます。

副委員長には、本日欠席のところ申し訳ありませんが、関係行政機関職員の藤木委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？

(全員) 異議無し

(畑 衛委員長) それでは、異議なしということで、藤木委員に副委員長をお願いすることに決定いたしました。松本委員、藤木委員によろしくお伝え下さい。

3 会議の公開

(畑 衛委員長) 次に、会議の公開について、お諮りいたします。事務局に説明を求めます。

(事務局 鈴木) 会議資料をご覧下さい。

「鎌ケ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針」の「第3 会議の原則公開」に、「審議会等の会議は、法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合を除き、公開とする」とございます。

また、「第4 公開又は非公開の決定」に、「審議会等の会議の公開又は会議の全部若しくは一部を公開しない旨の決定は、次のいずれかの方法によって決定するものとする」とあり、その決定方法として、「ア 会議における議決」に基づき、会議に先立ちお諮りするものでございます。

本来、予防接種委員会の所掌事務は、「鎌ケ谷市予防接種委員会要綱」第2条第1項にあるとおり、「予防接種に起因したと疑われる健康被害の事例について、医学的見地から調査及び審議を行う。」ものであり、個人情報を取り扱うものであるため、「鎌ケ谷市情報公開条例」第8条第1項により非公開とすべき会議ですが、本日は、同要綱第2条第2項にある「定期接種及び任意接種の実施計画並びに予防接種事故発生時の対応等について、指導及び助言を行う。」に基づき、「予防接種事故の公表に関する考え方」をご審議いただく会議でございますので、原則論でお考えいただいでよろしいかと思われまます。

さらに、「第7 会議録の作成等」で「審議会等は、会議の公開又は非公開の決定にかかわらず、次の事項を記載した会議録を速やかに作成するものとする。」とございます。

(畑 衛委員長) ただいま事務局から説明がありましたが、この会議を公開することとし、会議録を作成することにご異議はございませんか？

(全員) 異議無し

(畑 衛委員長) ご異議がございませんので、本日の鎌ヶ谷市予防接種委員会は、公開と決定させていただき、会議録を作成させていただきます。また、会議録作成のため、本日の会議を録音させていただきますのでご了解下さい。

4 会議署名人の選任

(畑 衛委員長) 次に「会議録署名人の選任について」でございますが、事務局に一任したいと思いますが、よろしいでしょうか？

(全員) 異議無し

(畑 衛委員長) では、事務局お願いします。

(事務局 鈴木) 会議録署名人の選任については、慣例に従い名簿順にお願いします。今回は、中井委員と畑仁委員にお願いしたいと思います。

(畑 衛委員長) それでは、中井委員と畑 仁委員お願いいたします。

5 予防接種事故の公表に関する考え方

(畑 衛委員長) さて、今回の議題は「予防接種事故の公表に関する考え方」となっております。内容について事務局説明願います。

(事務局 佐藤) 今回提案させていただいた予防接種事故の公表に関する考え方ですが、平成21年3月に発生した日本脳炎の有効期限切れワクチンを、7名の幼児に接種した予防接種事故の際に、市では事故発生的事实を把握してから、医療機関から医師会に報告したのち、医師会長から市長に事故報告書が提出されるまでの間、一度はプレス発表をしない方向で検討をしておりました。

しかしながら、習志野健康福祉センターの助言、指導によりプレス発表に踏み切ったことを念頭に、事故発生時に諸事情に左右されず、迅速かつ機械的に公表できるよう、事前に公表基準を定めることを目的として、本議題を提案するものです。

続きまして、今回の公表する事故につきましては、発生時に行政サイドの恣意的判断をさけるためできるだけ限定列举で項目を設けておきたいと考

えております。

市民に対する情報提供の透明度を高くするため、公表に際しては事故にあった人数を問わず、全件公表の対象とするということを基本に、案は作らせていただいております。

では、「予防接種事故の公表に関する考え方」（案）に基づいて、説明いたします。

公表の対象となる予防接種は、次の予防接種の中で、鎌ヶ谷市長の責任により行われる予防接種として、予防接種法に基づく疾病に対する予防接種と鎌ヶ谷市任意接種費用助成要綱第2条に定める予防接種です。

任意予防接種費用助成要綱第2条に定める予防接種というのは、子宮頸がん予防ワクチン、Hibワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3つを指しております。

この任意予防接種に対する公費の助成が、他のワクチンに導入された場合には、この任意予防接種費用助成要綱改正により、そのワクチンも対象になっていきます。

鎌ヶ谷市長の責任により実施される予防接種についての説明です。各年度における本市で作成する定期予防接種実施要領、任意予防接種実施要領に基づき実施される予防接種のうち、健康被害発生時に予防接種法に基づく被害救済制度あるいは市町村総合事務組合予防接種事故救済措置事業の対象となる予防接種をさします。

公表の対象とする予防接種事故は、可能な限り限定列举で項目を設けておきたいと考えておりましたので、考えられる限り載せさせていただいております。

まず、1番に鎌ヶ谷市長あるいは厚生労働大臣への副反応報告後、①死亡にいたった場合②重篤な状態に陥った場合③後遺症が残った場合、2番に有効期限切れワクチン、注射器での接種、3番にワクチンの取り違い接種、4番にワクチン接種量の誤接種、5番に異なるワクチンの接種における接種間隔不足、6番に繰り返し接種する予防接種における接種間隔不足、7番に接種方法の誤り、例としまして筋注と皮下注の誤り、接種部位の誤り、8番に注射筒、注射針の再使用、9番に集団接種における同一者への2度打ち、10番に被接種者の取り違い事故、11番にその他の予防接種事故を設けさせていただきます。

つづきまして、公表の方法ですが、3の1、これは、先ほどご説明した鎌ヶ谷市長あるいは厚生労働大臣への副反応報告後、死亡にいたった場合、重篤な状態に陥った場合、後遺症が残った場合を指しておりますが、これについては記者会見、2から11番までについてはプレス発表という方向で考えています。

公表の時期は、可能な限り迅速性が必要とされることから事故発生後7日

以内、ただし、記者会見となる場合においては、原因究明に時間を要することが予想されるため、事故発生を把握した段階で発生した事実と接種形態を公表する記者会見を行い、その後発生原因や被害救済等がはっきりした段階で、必要に応じて随時記者会見を行うものとするとしております。

公表する内容ですが、1として発生した事実（日時、事故の種類、発生状況）、2発生原因、3接種形態、4今後の対策と改善状況、5その他、6特に必要と思われる内容、7としまして公表前の事前調整、当然、公表文書や公表日時については、医師会と事前に調整をさせていただいて、公表する場合は広報担当課を通じて実施いたします。続きまして8として記者会見時の出席者でございますが、予防接種担当部長、予防接種担当課長、医師会長、医師会公衆衛生担当理事その他関係職員を念頭においております。

続きまして9として被接種者・家族の同意、公表の際は、家族の意思を最大限に尊重し、原則として書面による同意を得た上で実施する、こういったことが起きた時に、ご本人が公表してほしい人と出さないでほしい人もいますので、平成21年度の日本脳炎ワクチン有効期限切れ接種事故の際にも、全員から同意を得た上で、プレス発表をしたわけです。

続きまして10として、個人情報の保護、公表内容については、被接種者及びその家族、接種医師等が特定されないことがないように十分配慮する。従来のプレス発表については、当然、配慮した上での内容になっております。

説明としては以上です。

今回は特に、公表の対象となる予防接種事故ということで限定列挙している部分について、この部分はどうかのだろうとか、このことについてはもっと何かないのかといったようなご意見がちょうだいできましたらと思います。それを反映した上で、最終案させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

(畑 衛委員長) 何かご意見ご質問ございますか？

ご意見はございませんか？無いようでしたら、再度事務局に検討してもらい、次回、最終案を提示していただくことにしたいと思います。

それでは、その他ということで事務局何かありますか？

(事務局 佐藤) この会議に先立って行われた委嘱状交付式で、市長から子宮頸がん予防ワクチン等の公費助成事業について説明があったかと思えます。その件について、一言ご説明させていただきます。

当事業については、昨年の10月に国のほうの助成の決定に基づいて、本市においても、子宮頸がん予防ワクチン等に関して、公費助成をするという内容で予算要求させていただいたところから始まりました。事業実施の意思決定については、平成23年1月14日付、任意予防接種費用助成要綱につ

いては同年2月1日付で市長決裁をいただいております。

この事業を実施するにあたって、教育委員会のほうに内容を事前に説明させていただきました。3月4日校長会で、課長から概要の説明をさせていただいております。3月7日養護教諭部会で、私のほうからご説明させていただきました。この両方の会で、ご説明させていただきました内容につきましては、子宮頸がん予防ワクチンに限ってでございます。そのような説明の経緯を踏んだ上で、3月28日医師会の先生方に3ワクチンの制度説明をさせていただいて、3月31日付で対象者に全件個別通知いたしました。事業の実施は4月1日からといった流れでございました。

資料の最後に、子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けるにあたっての説明書というものをつけさせていただいております。これは、3月31日付で個別通知をした中に入れたものの1つでございます。当然これとは別に、いつまでに受けないと公費助成にならないですとか、対象になる学年、今年度限りましては、中学校1年から高校1年までの女子ですが、そういった説明も付けさせていただいております。この説明書に関しましては、子宮頸がん予防ワクチンそのものの説明とワクチンの接種だけではなく、将来的に子宮頸がんの検診が必要だということを含んだ内容にさせていただいております。

また、この3つのワクチンにつきましては、予防接種法に基づく予防接種ではございません。任意接種でございます。本来であれば、被害救済については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の救済制度となるわけですが、この事業を実施するにあたって、国の方から市町村で、万が一健康被害が発生した時に、被害救済ができるよう保険等に加入しなさいということがございました。本市におきましては、千葉県市町村総合事務組合というところに予防接種事故救済制度の事業がございます。これにもともと加入しておりますので、その事業の対象となるワクチンというものに位置づけをさせていただいて、万が一の健康被害発生時には、市町村総合事務組合の予防接種事故救済制度の適応ができるように段取りになっております。当然この被害救済にあたりましては、万が一にそういった事例が起きましたら、この予防接種委員会の場において、予防接種に起因したものかどうかご審議いただくものとなります。私のほうからは以上です。

(福留 委員) 子宮頸がん予防ワクチンの導入に当たりましては、議会の方からも、予防ワクチンそのものを対象となる12歳以降の女子にさせることは、健康被害うんぬんよりもワクチンを打つことによる死亡事例や副反応事例が外国で起きているので、導入するに当たっては慎重に、なおかつ慎重になってよろしいのではないかとということがございました。また、検診と並行して実施するという啓発をしっかりとすすめてほしいといった内容を承っております。そういう

ことを念頭にした事業実施の展開ということになっています。

(畑 衛委員長) 他に事務局何かありますか？

(事務局 鈴木) 次回委員会は、24年3月21日(水)を予定させていただきたいと思
います。

(畑 衛委員長) では、今回は、また近くなりましたら、お願いいたします。
他に、委員の皆様からは、いかがでしょうか？せっかくの機会ですので、
何かございませんか？

(畑 仁委員) 行政の話をうかがって、だいぶやってくれていると思いました。
少なくとも、どんな予防接種も副反応ゼロはない。当たり前の話ですが、副
反応ゼロなら、全く効能がないかやる意味がないかのどちらかです。
問題は、いろんな予防接種がありますが、赤ちゃんから3、4歳までは、結
構お母さん方が、一生懸命本読んだり、いろんなところから知識を得たり、も
しくは接種してくれる先生に話を聞いてということがあると思いますが、子宮
頸がん予防ワクチンの対象は、親の手を離れて、ある程度一人の女の人として
扱っていい年頃で、お母さんたちの手も離れてしまう。行政から接種したらど
うですかと言われたので、「じゃあ接種しようか」となっている人も多いと思
います。全体的に、鎌ヶ谷市含め、首都圏のお母さんたちはしっかりなさって
いると思いますが、まだまだ、この予防接種はいったい何でやるのか、反対に
接種したら100%がんにならないという捉え方をしちゃう、お母さん方が多
いのが実際ではないでしょうか。

そうすると、子宮頸がんの検診が行政であります、ある程度の年齢になっ
たときに、それを受けないで、もう子宮頸がんの予防接種をやったらから、私
はかからないから検診受けなくていいわというようになると困ります。

今回は、養護教諭部会とか校長会とかそういう場で、話を今回したというこ
とですが、来年以降はどうなのか、接種していく世代はどんどん変わっていく
わけです。今の赤ちゃんが、いずれはそこになるわけです。ある程度、継続し
てやった方がいいと思います。学校側、教育委員会、健康増進課がよく話し合
って、徹底できるようにしないとと思います。予防接種を受けるのに、こんな
のも知らないのに受けに来たのという質問というのは困るわけです。今、医師
は臨床の中で、予防接種しています。行政から委託を受けて、子どもたちのこ
とを考えてやっているということを忘れないで欲しいです。その医師の時間を
取られるようなことは極力して欲しくない。だから、教育をもっと徹底でき
るような形をとってほしいというのが、まあ鎌ヶ谷はよくやっているとします

が、地方へ行くと結構ずさんといおうかそういうことを聞きますので、お願いしたいです。

(福留 委員) 予防接種の、公衆衛生上の効果というのはやはり接種率90%を超えることが意味があるということは聞いております。それにあたっては、ワクチン接種についてよくご理解いただいて、接種をしていただきたいということがあります。

啓発ということでは、保健師活動中であるとか、健康教育中であるとか、そういった場面でさせていただいております。

子宮頸がん予防ワクチンに関しましては、新しく入ったワクチンだということがありましたので、23年度導入にあたっては、急ぎで入ってきたというイメージはいなめないだろうと思います。そういったことがありまして、23年度は対象が、中学1年から高校1年までを対象とするということで、女子2000人が対象ということで、各学年に対してそれぞれに説明に入るのはでききれないということになりました。来年度以降は、中学1年生のみ対象になりますので、中学1年生という切り口で考えた時、いろんな場面、例えば、入学事前説明会とかそういった場面があるであろうと予測できますが、その場面では、男子生徒の保護者も承知していい話であると思うので、保護者向けに説明するという機会をなるべく作っていききたいなということで、お願いにあがろうかなと思っています。そこで、回りの人がやるからやるということでない意識づくりをしていきたいなと思います。

(中井 委員) 子宮頸がん予防ワクチンが、3つのワクチンの中では問題になります。公費助成される接種期限ですが、学年をまたいではいけないのかということがあります。3回目の接種時に、中学2年になっている子はどうなるんだという、1回目は、今日までにやらないと、10月1日になると、3回目は、4月1日になってしまいます。そうすると、3回目の接種時は中学2年生です。1年生ではなくなっている。そういうことが、保護者に伝わっているのかどうか、そういうことが徹底されていないのではないか。実際にはどうなのでしょう。

(事務局 佐藤) 先生のおっしゃった内容の保護者から問い合わせが、今日、2件ほどありました。市の例規の公費助成要綱という形になっておりますので、3月31日というのは、厳密に決まっているもので、今のところ変わる予定のものではありません。国の補助事業でありますので、国が予算繰り越しをするということになれば、それはまた別途検討する形になると思います。現状としては、そういった話がありませんので、あくまでも3月31日が、公費での接種期限と考えております。今日お電話あったお母さんも、先生がおっしゃったように、今日行かないといけないのだけれど、予約がとれないみたいな話

でした。

鎌ケ谷市の公費助成要綱では、接種回数が、ヒブ、肺炎球菌については、接種開始年齢に応じた回数、子宮頸がん予防ワクチンについては3回という決まりしかありません。ですので、接種間隔については、鎌ケ谷市は非常にある意味ゆるい、ただ、実施要領の中に、書かせていただきましたが、当然標準スケジュールというのは、ワクチンの効能を最大限に発揮するために定められたものであると考えておりますので、例えば、1～2日の誤差というものについて市でとやかくいうつもりは全くないと考えております。接種医が、有効であると判断して、接種してくださるのであれば、28日間でもいいと思っていますし、33日間でもいいというふうに考えています。ただ、あくまで、現状の接種期限は、3月31日、これについては、変えられないと考えています。お母さんのほうにもそのようなご説明をして、3回目が4月以降になる人も、1回目、2回目は間違いなく公費で受けられると、まず1回目はいつ受けるのか決めてください、そのうえで、6か月後が、180日後ですが、その時点では、いつ接種するのかはつきりわからないわけです。例えば、1か月を30日で計算していったとして、180日後ですけれども、その日、たまたま病院が休みならどうするんだということがあると思います。その時に、接種医の判断で前倒しにして接種するというのは当然あると思います。そこについてはある程度幅を持たせた考え方を鎌ケ谷市ではできる要綱になっています。

(畑 衛委員長) 現時点では、接種期限は、3月31日ですね。

(事務局 佐藤) 現時点ではそれが決まりです。国が繰り越すと言えば、内部の意思決定は必要となりますが、3月31日以降も可能になるのではないかと思います。それができるようになった際には、また別途医師会と調整をした上で、実施要領改正をして、再度の個別通知が必要かなと思います。

(畑 仁委員) 少なくともまだ、来年の話は決まっていない、来年以降は、中学1年生で、話を説明していくということであれば、その段階で、1回目をいついつまでにやっていたかかないと伝えておかないと、今回の件の方のような問題が起こるんだなと思います。少なくとも余裕をもって、いついつまでにやってくださいと、いうふうなことも書いてあるものを個別でお知らせする、説明すればいいのではないのでしょうか。

(事務局 佐藤) 今年度につきましても、3月31日付で発送した通知の中に、接種期限は当然入っております。接種期限から逆算して1回目は、9月末までに受けて

くださいという一文が入っております。

今年度は、GSKのサーバリックスの供給不足の問題で、7月の頭になるまで接種開始できないという状況があったので、こういう話が出ています。来年度以降については、そういう心配は、ガーダシルも認可されたということもあり、ワクチンの供給不足による接種開始時期の遅れは、ないのではと考えています。

ただ、先生のおっしゃるとおり、今後、個別通知は、予診票の問題もありますので、継続いたします。課長が言った生涯学習部との調整によって、説明の場が設けられるようであれば、そこで言葉で伝えることも必要だと思います。

(畑 仁委員) 先ほども言ったように、結局いくら文章なりそういうものをしっかり送っても、見る側は、「ああそうなんだね」だけの話で、結局は見えていない、だからさっき言ったようにこれさえやれば、子宮頸がんを防げる、副作用はないんだねなどいいように解釈してしまう。無理なこともあるかもしれませんが、文章もですが、伝えることをしないと、問題ではないかと思います。

(福留 委員) 習志野保健所で、管内ではそのへんの事情はどんなふうになっているかご存じでしょうか。習志野保健所管内で、習志野市、八千代市がどんなふうにすすめているかご存知のことがあれば、お教えてください。

(松本 委員) 具体的に、各市がどういうふうにやっているかは、把握しておりません。子宮頸がん予防ワクチンは、接種にあたっては、個人判断によるものです。特に、性感染症を防げるので、伝え方が悪ければ、性交渉をすすめているようなものという意見もあり、思春期教育と併せて、子宮頸がん予防ワクチンの必要性をしっかり伝えないと、変な誤解を受けてしまう恐れがあるのかなと思います。

ですから、保健所といたしましても、各学校等、鎌ヶ谷市は、市で学校での健康教育やっていますが、他のところは保健所が出向いて、健康教育とか思春期教育をやっています。そこに併せて、子宮頸がん予防ワクチンの必要性和検診の必要性については、やはりやっていきたいなと思っています。

(畑 衛委員長) 他にありますか。

それでは、私から、2点ほど。

1点目は、鎌ヶ谷総合病院は、鎌ヶ谷市にあります。医師会と接点が全くありません。鎌ヶ谷総合病院が予防接種をするにあたって、予防接種をすること自体は、病院であるので構わないのですが、医師会はノータッチであ

ります。鎌ヶ谷総合病院が事故を起こした場合、どうするのでしょうか。この委員会にかけるのでしょうか。例えば、鎌ヶ谷総合病院が、単独で記者会見をするのでしょうか。

(福留 委員) 鎌ヶ谷総合病院の予防接種は、市長から要請は、まだしておりません。その事由というのは、約束事を前提としておりますが、条件が整っていないというところがありますので、一步前進というところをもお見せ頂かないと市民の理解が得られませんということで、今のところ話をしているところです。2類であるインフルエンザは別ですが、乳幼児の定期予防接種に関しての依頼は、今のところしてございません。乳幼児の定期予防接種を依頼した場合、予防接種事故が起きた場合は、委員会にかけさせていただくという前提で、いくものと理解しております。

(畑 衛委員長) もう1点なのですが、早速接種事故がございました。1歳の子が麻しん風しんワクチンを接種しに行ったが、日本脳炎を接種してしまったという事故が、つい最近ありました。日本脳炎のワクチンは、1歳で接種しても問題はないのですが、一番の問題は、母親が、麻しん風しん予防接種を接種しに行ったのに日本脳炎を接種した、また3歳以下は半量なのですが、全量接種してしまったというのがあります。予防接種経験上、健康被害はないと思いますが、問題は再発防止、この委員会では、再発防止ということで、何か働きかけはしないですか。反省文を書かせるとか、委員会に来て何か話させるとか、プレスで発表する基準を定めて、情報公開をどうしようかだけでなく、再発をさせない為の方法は、それぞれに任せてしまうのでしょうか。

(福留 委員) 具体的には、今回の委員会でお示ししましたのは、いわゆる情報公開の制度にのっとった方向をどういたしましょうかというところで、まずそこを確認してからという作業にしたつもりです。その次の段階で、次回3月の委員会で、再発防止に向けてというあたりのところの具体的な手法はあるというところを、提案させていただきながら、考えてよろしいのかと思います。

再発防止というのは大事な視点であると思いますので、声をお互いにかけてあってということの世界になるとはと思いますが、それプラスなにかアルファがあればそういうことも整理できればありがたいなと思います。

(畑 衛委員長) いくらうっかりと言っても、起きてはいけないことが起きたときの対応でありますから、できればそういうことが起きないようにすることが大事だと思います。

(畑 仁委員) どんな仕事の中でもミスは起きます。指差し呼称によって70%は防げる、やらないと50%切ると言われています。他市で、集団接種で2度打ちをしてしまったということがあったので、看護師は医師にひとりついて、ひとりの接種が終わったら、看護師が新しい注射器を1本だけ置けというようなことを、やって、少なくとも鎌ヶ谷市は、集団で2度打ちがありません。個別接種で、何で起こってしまうのか、医師が一人でやっている、看護師がついてくれるが、なにになにをやりに来たと、医師が勝手に思ってしまう恐れがあります。本来であれば、注射器のサンプル箱に当然期日があつて、看護師と期日を確認すれば、少なくともそれで指差し呼称することができます。ただし、忙しい医師がいる、医師が信じ切ってしまう、それでミスが出てしまう、量に関しては大きな問題ないと思いますが、とにかくダブルチェックを各医師ができるような方向を考えてほしいと思います。

(畑 衛委員長) それでは、3月の委員会で話ができたらと、思います。

(福留 委員) 再発防止ということも含めて考えられれば、よりよいと思いますので、先生方からお知恵をいただければと思います。

(畑 衛委員長) 他にいかがでしょうか。
特に無いようでしたら、以上で本日の議題は全て終了致しました。
以上をもちまして鎌ヶ谷市予防接種委員会を終了いたします。
本日は、ありがとうございました。

平成23年11月29日

署名 中井 愷雄

署名 畑 仁